

令和2年度

蹉跎小 ハンドブック



枚方市立蹉跎小学校

〒573-0064 枚方市北中振2丁目11番21号

TEL : 050-7102-9008

《 目 次 》



1. 学校の経営	1～3
2. 学年・学級編制及び児童数	4
3. 各学年の時間表	5
4. 年間標準時数	5
5. 地区別児童数及び地区担当職員	6
6. 日課表	6
7. 校舎配置図	7
8. 教室配置図	8
9. 委員会・クラブ活動	9
10. 学校のきまり	10
11. 学校保健について	11～13
12. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について	14～17
13. 枚方市学校園安全共済会の災害共済給付制度について	18～19
14. 地震等による非常災害発生時の対応について	20
15. 「暴風警報」等の発表について	21
16. メール配信システムについて	22～24
17. 年間行事計画	25

1. 学校の経営

1. 学校経営の基本方針

(1) 基本方針

本校の教育は創立以来憲法及び教育基本法をはじめとする、教育関係諸法令に基づき、人格の完成をめざし、真理と正義を希求する人間の育成を期して行われてきた。

また、平成28年6月に策定された「枚方市教育振興基本計画」において定められている教育目標「**学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく ～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～**」の実現をめざし、今後も、保護者市民の信託に応える教育内容を確立する。

(2) 本校の教育目標（めざす子ども像）

「ともに学び、ともに進まん」

・みんななかよく力を合わせる子

思いやりをもち、仲間と協力して取り組める子ども

・すすんで学びよく考える子

主体的に学ぶ意欲をもち、自ら課題を見つけ、間違いを恐れずに解決しようとする子ども

・明るく元気で正しい子

基本的な生活習慣を身につけ、明るく前向きな心で元気よく過ごし、正義を愛する子ども

(3) めざす学校像

すべての子どもたちが安心して、最大限の力を発揮できる学校

(4) めざす教職員像

○子ども一人一人の人権を重んじ、心に寄り添える教職員

○授業力向上に向け、自ら学び続ける教職員

○心身ともにたくましく、責任を全うできる教職員

○チームで課題解決に立ち向かえる教職員

○笑顔で子どもに向き合える教職員

2. 本年度の重点課題と具体的な取組

(1) 重点課題： ～豊かな心の育成～ 思いやりをもち、協力して取り組める子どもの育成

【具体的な取組】

①人権意識の醸成

◆「いじめを絶対に許さない」集団づくり

「いじめ防止対策推進法」「蹉跎小学校 いじめ防止基本方針」に基づいた対応の徹底
日々の観察及びアンケート等による実態把握と迅速な対応、加害児童も含む児童保護者への丁寧な対応

◆体罰・暴言の絶対禁止

②道徳教育の充実

◆「考え、議論する道徳」に向けた授業の工夫

◆特別の教科 道徳の保護者・地域への授業公開

◆自己肯定感を育むクラスづくり

③生徒指導体制の充実

◆生徒指導主担者を中心とした迅速で組織的な対応 報告・連絡・相談の徹底

◆不登校の未然防止と支援

・欠席、遅刻等の早期の状況把握と共有

・心の教室相談員やスクールカウンセラー等との連携

- ・チームでの家庭訪問や別室登校等、柔軟な取組の実施
- ◆心を整えるための合言葉「姿勢・挨拶・靴と椅子」
- ・こまめな声かけの徹底

④教育環境の整備

- ◆日々の整理整頓と早期の補修
- ◆集中清掃の実施（教師もともに）

(2) 重点課題：～確かな学力の向上～ 学ぶこと・考えることが好きな子どもの育成

【具体的な取組】

①学校全体としての取組の充実

- ◆学力向上主担者を中心とした組織的な取組の実施

②学習規律の確立

- ◆「枚方スタンダード」の徹底（チャイム、授業の準備、挨拶等）

③授業力の向上

- ◆国語科を中心とした校内研究と授業実践
- ◆相互授業参観の活用
- ◆基礎・基本の定着
- ◆Hirakata 授業スタンダード（第2ステージ）の実施

④家庭学習の充実

- ◆「家庭学習の手引き」の活用と保護者への協力依頼（学級懇談会、PTA 総会、学校・学年便り等）
- ◆自主学習ノートの実施
- ◆児童の課題に対応した宿題等の実施

⑤読書習慣の定着

- ◆読書ノートの活用
- ◆保護者ボランティアの活用

⑥支援教育の充実

- ◆支援教育コーディネーターを中心とした個に応じた指導方法の研究
- ◆支援学級担任と通常学級担任の連携強化
- ◆ユニバーサルデザインによる学習環境の充実

(3) 重点課題：～基本的生活習慣の確立と体力向上～身体を動かすことが好きな子どもの育成

【具体的な取組】

①基本的生活習慣の定着

- ◆保護者との連携のための実態把握
- ◆「早ね・早起き・朝ごはん」の徹底

②体力についての課題の明確化

- ◆課題に対応した取組の実施

③体育の授業時間の充実

- ◆児童の主体性を大切にした授業の実施
- ◆ねらいを明確にした授業の実施
- ◆系統的な計画に基づいた取組の実施

④個に応じた取組の実施

- ◆苦手意識を克服するための工夫
- ◆個々の目標に応じた夏休み水泳教室の実施
- ◆マラソン週間の設定と大会に向けての取組支援
- ◆枚方市陸上競技大会・駅伝競走大会に向けての取組支援

(4) **重点課題：～保護者・地域との協力連携～地域とともにある学校づくり**

【具体的な取組】

- ①コミュニティスクールの実施
 - ◆学校運営方針の共有化
 - ◆学校運営協議会の設置と役割分担
- ②安全・防災のための協力依頼
 - ◆防災教育への協力
 - ◆PTAとの通学路点検・地域パトロールの実施
 - ◆虐待・不登校等の早期発見のための情報共有
- ③地域人材の活用
 - ◆学校図書館ボランティアへの協力依頼
 - ◆放課後自主学习教室への協力依頼
 - ◆昔遊び、裁縫指導等のゲストティーチャーの協力依頼
- ④保護者・地域への情報発信
 - ◆学校だより・さだっ子だよりの発行
 - ◆ホームページの充実
 - ◆学校行事・オープンスクールへの参観依頼

(5) **重点課題：～学校運営組織の充実～ 信頼される教職員集団の確立**

- ①服務規律の徹底（身だしなみ・時間厳守・危機管理）
- ②長時間勤務の縮減（熱心≠長時間勤務）
- ③ともに学び続ける意欲と主体的に考え動く意識の向上
- ④報告・連絡・相談の徹底
- ⑤“温かなおせっかい”の実践

2. 学年・学級編制及び児童数

令和2年5月1日現在

学年	組	担任	男	女	在籍数	家庭数
1	1	小樋 亜梨沙	17	12	29	17
	2	羽生 隆宏	17	12	29	17
	小計		34	24	58	34
2	1	鴨川 龍	12	12	24	12
	2	山下 剛	11	12	23	13
	3	松野 桃子	12	12	24	14
	小計		35	36	71	39
3	1	西海 岳男	11	14	25	20
	2	大牟田 直規	10	15	25	16
	3	森 裕美	10	15	25	16
	小計		31	44	75	52
4	1	柳澤 智	13	12	25	24
	2	関 佳彰	12	13	25	19
	3	井村 尚子	13	12	25	18
	小計		38	37	75	61
5	1	上田 嘉奈子	15	13	28	28
	2	小中 勇	15	14	29	29
	3	原田 萌花	15	13	28	26
	小計		45	40	85	83
6	1	石川 佑治	18	21	39	39
	3	小野田 規貴子	19	21	40	40
	小計		37	42	79	79
合計			220	223	443	348

支援学級	中村 京子	5	1	6
支援学級	中村 元昭	4	2	6
支援学級	岡田 和久	5	1	6
支援学級	小原 明美	1	1	2
支援学級	笥 仁一郎	5	2	7
支援学級	坂口 奈実	7	0	7
合計		27	7	34

3.各学年の時間表

1学年						2学年						3学年						4・5・6学年					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○	2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○	3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○	4	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○	5	○	○	○	○	○
6						6		○				6		○		○		6	☆	○	△	○	○

☆は完全6時間授業で、「学/委」で設定(年間11時間は委員会活動)
△は年10回クラブ活動

4.年間標準時数

		各学年の標準授業時数					
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
各 教 科	国語	306(9)	315(9)	245(7)	245(7)	175(5)	175(5)
	社会			70(2)	90(2.6)	100(2.9)	105(3)
	算数	136(4)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)	175(5)
	理科			90(2.6)	105(3)	105(3)	105(3)
	生活	102(3)	105(3)				
	音楽	68(2)	70(2)	60(1.7)	60(1.7)	50(1.4)	50(1.4)
	図画工作	68(2)	70(2)	60(1.7)	60(1.7)	50(1.4)	50(1.4)
	家庭					60(1.7)	55(1.6)
	体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	90(2.6)	90(2.6)
	外国語					70(2)	70(2)
	特別の 教科である道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	特別活動	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	総合的な学習の時間			70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	外国語活動			35(1)	35(1)		
	合計	850	910	980	1015	1015	1015

※この表の授業時数は1単位45分

()内は週当たりのコマ数

5.地区別児童数及び地区担当職員

地区名	児童数							担当職員
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北中振1丁目	7	9	9	5	7	5	42	山下・松野
北中振2丁目	10	14	9	17	10	14	74	岡田・原田・中村京
北中振3丁目	4	3	2	3	11	14	37	上田・小中
南中振1丁目	12	12	24	8	11	9	76	小野田・柳澤・羽生
南中振2丁目	22	24	26	27	34	28	161	大牟田・小樋 中村元・森・坂口 西海・鴨川
東中振2丁目	3	7	5	15	12	8	50	成瀬・笥
香里園山之手町	0	2	0	0	0	0	2	石川
区域外	0	0	0	0	0	1	1	羽生
合計	58	71	75	75	85	79	443	

通学区域

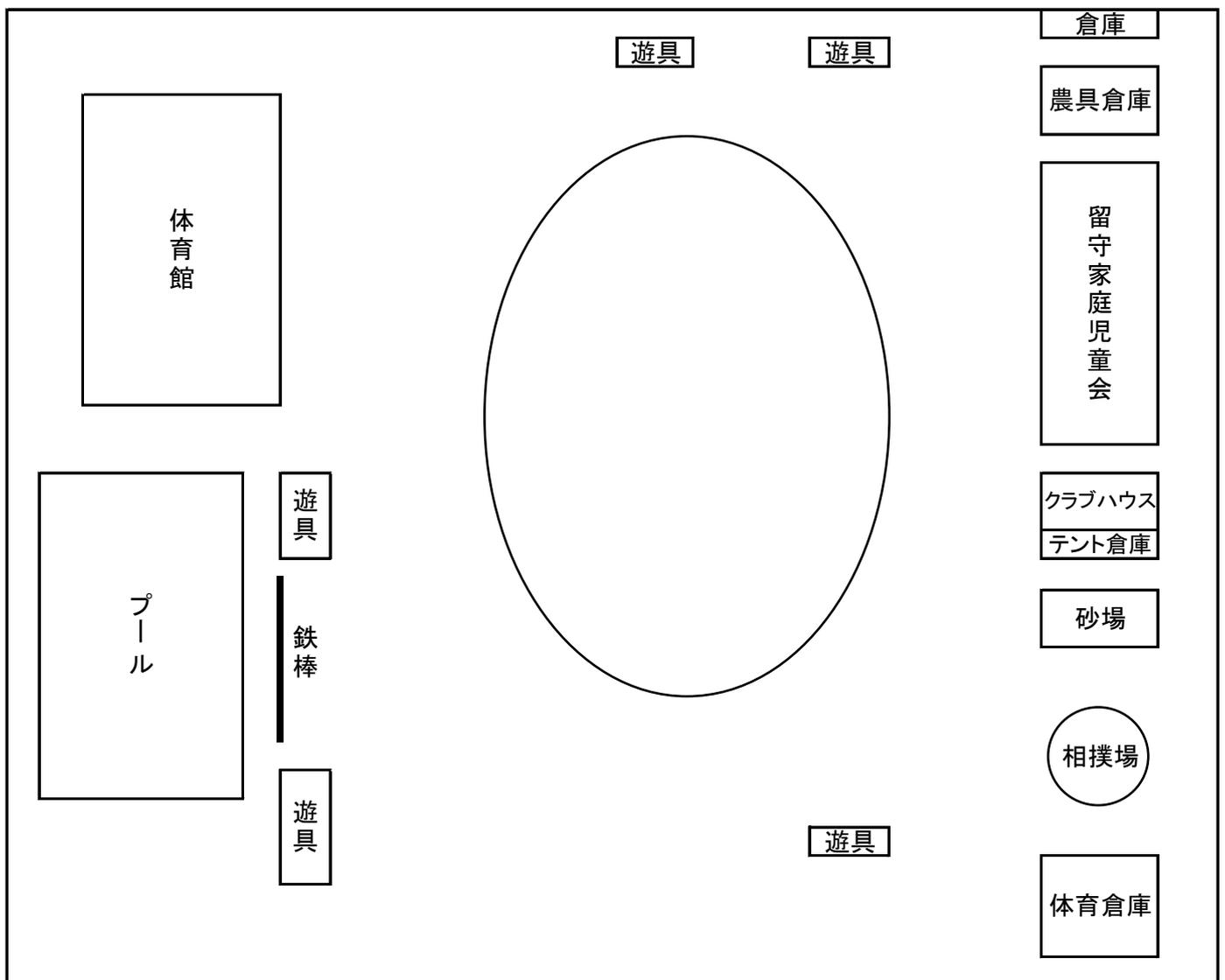
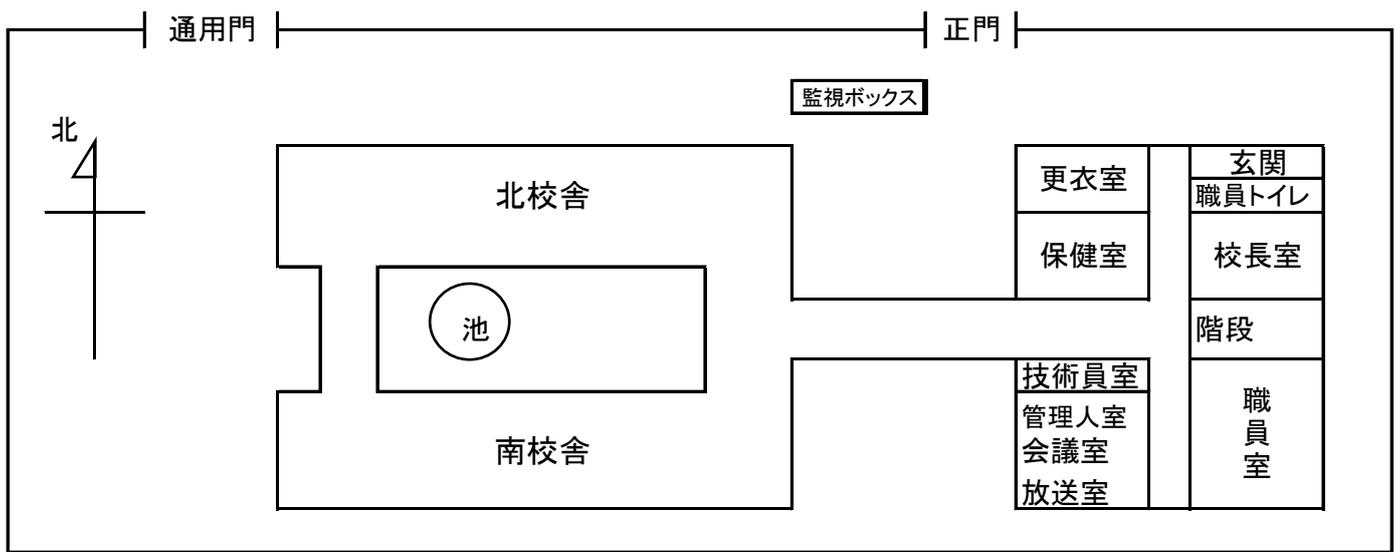
北中振1丁目(1番から8番までを除く。) 北中振2丁目
 北中振3丁目(1番から8番までを除く。) 東中振2丁目(9番から20番を除く。)
 南中振1丁目(14番1号から5号まで、15番3号から8号まで及び16番から21番までを除く。)
 南中振2丁目

6. 日 課 表

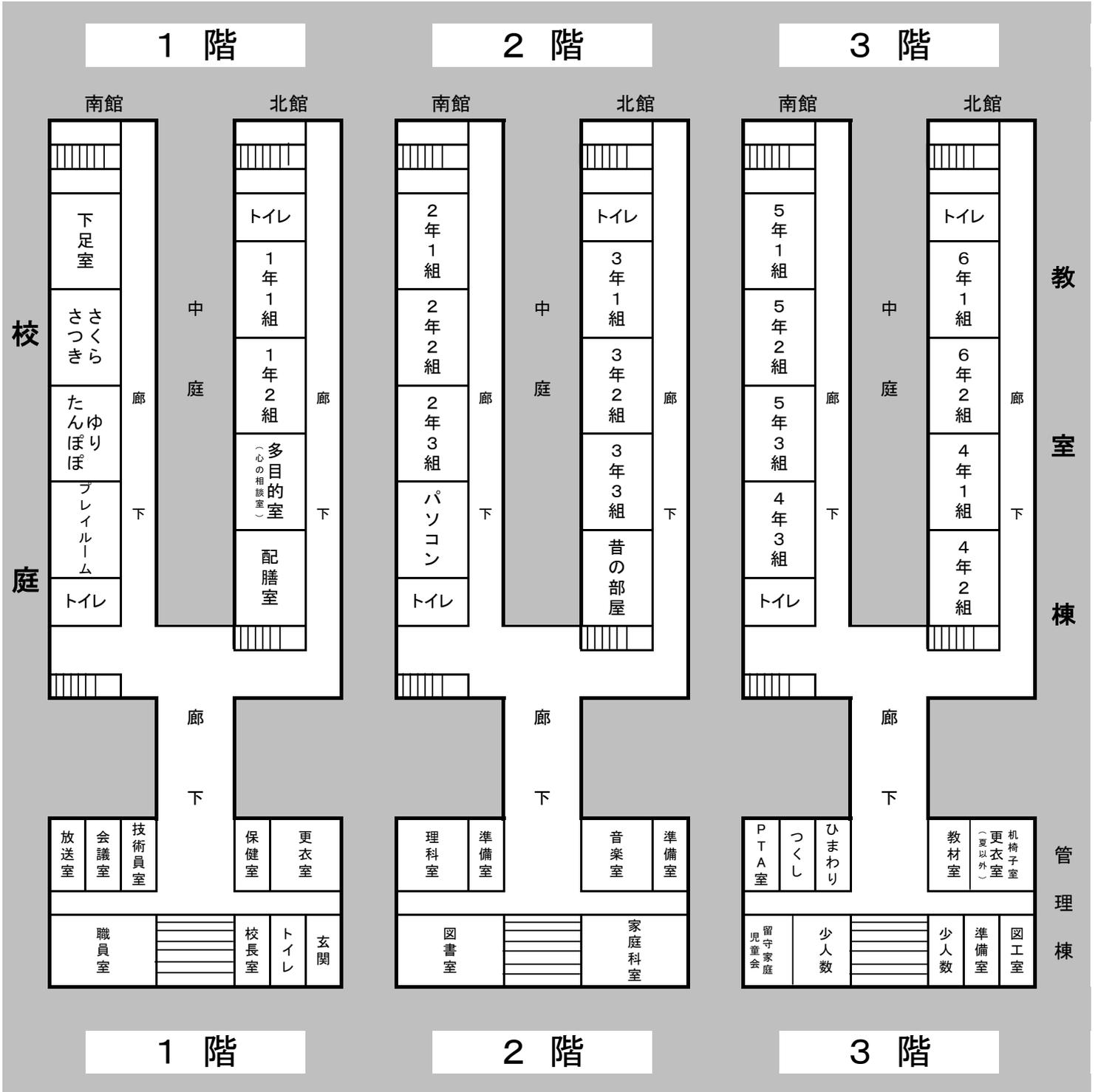
	(月・火・木・金)	(水)
朝学習	8:30 - 8:45	8:30 - 8:45
1時限	8:45 - 9:30	8:45 - 9:30
2時限	9:35 - 10:20	9:35 - 10:20
3時限	10:40 - 11:25	10:40 - 11:25
4時限	11:30 - 12:15	11:30 - 12:15
給食	12:15 - 13:00	12:15 - 13:00
昼休み	13:00 - 13:20	13:05 - 13:15
そうじ	13:20 - 13:35	13:00 - 13:05
5時限	13:40 - 14:25	13:20 - 14:05
6時限	14:30 - 15:15	14:15 - 15:00

※最終下校 16:30

7.校舎配置図



8.教室配置図 令和2年度



9. 委員会・クラブ活動

◆委員会活動

- ①活動方針 学校生活を豊かにするために、学年や学級の枠を越えて協同し、自主性や協調性を伸ばす。
- ②構成 4, 5, 6年生全員が、各クラスで割り当てられた委員会に参加する。男女比は、クラス担任の判断による。ただし男女混合になるようにする。
- ③活動日 原則として第1月曜日6限目に実施する。
(今年度は、原則1ヶ月に1回程度とする。)
- ④活動期間 前期4回(6月～10月) 後期5回(11月～3月)で、交代する。



委員会	担当者	委員会	担当者
図書	成瀬 松野 中村京	体育	原田 柳澤 大牟田
保健	福島 北村(米田) 山下	園芸	中村 鴨川
給食	岡田 森 寛	理科・家庭科	上田 岩渕
美化	井村 小原	掲示	小樋 西海
児童会	羽生 小野田 関	放送	小中 石川 坂口

◆クラブ活動

- ①活動方針 同じ趣味を持つものが、学級や学年の枠を越えて協同して活動し、自主性や協調性を伸ばす。
- ②構成 4, 5, 6年生全員が、自分の好きなクラブに参加する。
- ③活動日 水曜日の6時間目。全6回。
- ④活動期間 前期、後期で児童の所属は変更。
(今年度は、前後期なしの1期制で行う)
- ただし、5, 6年生は、前年度以前に所属していたクラブには入ることができる。
- ⑤その他 3学期に3年生がクラブ活動を見学する機会を設ける。



クラブ	担当者	クラブ	担当者
クリエイティブ	上田 北村(米田) 森	マンガ	小野田 柳澤
昔遊び	原田 小原	バスケット	中村京 松野 小中
ダンス	岩渕 成瀬	将棋・将	西海 関
パソコン	鴨川 中村	球技	石川 羽生 寛
陸上	井村 大牟田 坂口	バトミントン	岡田 小樋 山下

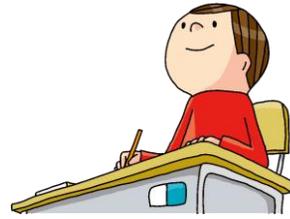
10. 学校のきまり

(1) 登校について

- ① 集団登校の約束を守る。
- ② 朝は集団登校で、8時00分～8時20分に学校に入る。
- ③ 登校したら学校の外に出ない。
(登校途中でも忘れ物は取りに帰らない。)

(2) 校内の過ごし方について

- ① 時間について
 - ・チャイムを守る。 ・チャイム着席
- ② 遊びについて
 - ・ボール遊び・なわとびは、運動場です。
 - ・サッカーゾーンを守る。
 - ・遊び道具・遊具は、正しく、仲良く使う。
- ③ その他
 - ・学習に必要な物以外は、持ってこない。(漫画、ミサンガなど)
(シャープペンは禁止。三年生までは赤鉛筆のみ。
四年生は赤ペンのみ可。五・六年生は赤・青ペン可)
 - ・下靴・上靴・体育館シューズを用意し、はき分ける。
 - ・ろうか・階段では、遊ばない、走らない、右側を歩く。
 - ・入ってはいけない所に立ち入らない。(竹やぶにも入らない)
 - ・毛染め・ピアスなどはしない。



(3) 下校について

- ① 帰りのあいさつが終われば、学校に残らず、すぐ帰る。
(ただし、特別に先生と残る場合は除く。)
(4:30完全下校)
- ② 決められた通学路を歩いて帰る。
- ③ 登下校時は、防犯ブザー・ホイッスルを身につける。



11. 学校保健について

1. 学校保健とは

学校保健とは、児童の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理及び安全管理に関し、必要な事項を定めている学校保健安全法（平成21年4月1日施行）に基づき、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童の安全の確保が図られることを目的としています。

具体的には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導のもと、児童の健康診断、健康相談、環境衛生検査、感染症の予防、学校安全について学校保健計画および学校安全計画を設定し、これを実施するものです。

2. 健康診断

学校においては、毎学年定期（本校においては4月～6月）に、健康診断を実施いたします。また、感染症の予防など必要なときは、臨時健康診断を実施いたします。

尚、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響で、定期健康診断の実施が未定となっております。詳細がわかり次第、お知らせいたします。

①検査項目について

内科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科（1・3年生）、結核、心臓検診、尿検査、視力検査、聴力検査（1～3年生、5年生）、身体測定（身長・体重）、モアレ検査（5年生希望者）、色覚検査（4年生希望者）

②検診結果などについて

結果は、疾病の疑いや異常があった場合のみ、お知らせ（受診勧告）をお渡しします。治療が必要な場合などは、ご家庭から医療機関を受診していただき、結果を学校へ連絡して下さい。

尚、学校の検診は疑いのある人をわかるスクリーニング検査ですので、受診の結果「異常なし」と診断されることもあります。ご理解・ご協力をお願いします。

3. 感染症予防

学校感染症に罹患した場合は、学校保健法第12条の規定により出席停止となります。この処置は、学校における感染症の流行を予防すると共に、お子さんに十分療養していただくためのものです。従って停止期間中は、欠席とはなりません。

感染症疾患にかかったときは、学校へ連絡の上、医師の診察を得てから登校させてください。登校の許可が出ましたら、下の報告書に記入して提出してください。

治癒報告書		年	月	日
年		組		児童名
保護者名				(印)
下記の疾患が治癒しましたので登校します。				
欠席期間		月	日 ()	～
		月	日 ()	まで
受診医療機関				
TEL				
※この用紙はすべて保護者が記入し、押印の上、提出していただくものです。				
なおインフルエンザの場合にはA型かB型かの明記をお願いします。				

病名									(病名) その他
	インフルエンザ	麻疹	水痘	風疹	流行性耳下腺炎	百日咳	咽頭結膜炎	溶連菌感染症	

◆ 学校伝染病と出席停止期間（但し、医師の診断があればこの限りではない。）

		感染症の種類	出席停止の期間の基準
学校感染症とその出席停止期間	第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) シフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
	第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		○その他の感染症 溶連菌感染症 手足口病 ウイルス性肝炎 伝染性紅斑・リンゴ病 ヘルパンギーナ マイクプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・ノロウイルス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		アタマジラミ	通常出席停止の措置は必要でないと考えられる感染症
		伝染性軟属腫（水イボ）	
伝染性濃痂疹（とびひ）			

4. 災害共済給付制度

- ①独立行政法人 日本スポーツ振興センター（別紙参照）
- ②枚方市学校園安全共済会（別紙参照）

5. 救急処置

・内科的疾患（頭痛、腹痛、発熱など）の場合は、バイタルサインのチェック、問診などにより症状の程度を分析し、原則保健室で休養し経過観察します。その後、授業参加が可能であると認められる場合は、教室へ戻り、担当教諭により継続観察を行います。症状が回復せず授業参加が困難であると判断した場合は、保護者の方へ連絡させていただき、児童を下校させます。

尚、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、熱の高さに関わらず早めに家庭連絡をさせていただくこともありますのでご了承ください。

・外科的疾患（擦り傷、切り傷、打撲、捻挫など）の場合は、原則保健室で、応急処置を行います。ただし、症状の程度により、保護者の方に連絡を取りながら医療機関を受診いたします。

・保健室は、内科・外科的疾患のいずれにおいても応急手当のみで、投薬および治療はいたしませんので、ご理解ください。

6. 健康管理カード

学校生活における健康管理、健康診断の資料、病気や災害にあったときの緊急連絡などに活用させていただきます。お子様が学校において健康・安全に過ごすための重要書類であり、ご入学からご卒業まで大切に保管させていただきます。

※ 年度当初にご記入いただきます。

ただし、変更および追記などがある場合は、随時お知らせください。

※ 緊急連絡先については、必ず連絡のつく番号を記入してください。

7. 健康の記録

健康診断および身体測定の結果を記入し、お子さまを通じてお渡しいたします。内容をご確認の上、捺印していただき、学校へ返却して下さい。

※ 健康診断の結果、医療機関での診察が必要な場合などは該当のお子さまにのみお知らせ（受診勧告）」をお渡しいたします。

8. 健康チェックカード

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大予防のため、毎朝の健康観察の継続した記録をお願いします。毎朝、登校前に必ずお子さまの検温を含む健康状態を観察していただき、体調が優れないときには無理をせず、早めに受診、療養するなど健康管理にご留意ください。尚、発熱があった場合には、かかりつけ医にご相談ください。

【登校前の健康観察】



- 熱はないか
- 咳が続いていないか
- 倦怠感（体のだるさ）はないか
- のどの痛みはないか
- 関節や筋肉の痛みはないか
- 下痢や腹痛、吐き気はないか

9. 規則正しい生活について

十分な睡眠をとること、朝食を食べること、排便を済ませてくること、歯みがきをきちんとすること、帰宅後の手洗い、うがい、適度な運動をすることなどの習慣を心がけて下さい。

学校における、健康教育および保健指導においても、生活習慣について取り組むとともに教育活動の向上に努めてまいりますので、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

12. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

<令和2年度>

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校園管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金（障害が残った場合）、死亡見舞金の給付を行う児童生徒園児のための国の公的共済制度です。

この災害共済給付制度への加入の意思を確認させていただきますので、●月に配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の同意書を期限内に提出をお願いします。

なお、年度途中での加入はできません。

★掛金 年間：小中学校は935円（保護者負担460円） 幼稚園は285円（保護者負担165円）

※保護者負担額以外は、市で負担します。ただし、生活保護世帯・就学援助受給者の児童生徒等は、掛金を全額国、市で負担します。

★給付対象・給付額（平成31年4月1日現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもので	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

★学校園管理下の範囲

授業中だけでなく、教育課程に基づいた学校園行事、遠足や修学旅行などの特別活動、部活動も含まれます。さらに休憩時間中、登下校園中を含みます。

★医療費請求の手続き

1. 医療機関で健康保険証等を提示し、受診します。医療費は保護者が一旦支払います。
2. 学校園から、「医療等の状況」と「口座振替依頼書」を受け取ります。
3. 医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、「口座振替依頼書」と一緒に学校園へ提出します。「口座振替依頼書」には、必ず印鑑を押してください。(ただし、ゆうちょ銀行は振込専用番号が必要となりますので、確認の上記入してください。)
4. 学校園から教育委員会を経由し、日本スポーツ振興センターへ請求します。
(請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行います。)
5. 日本スポーツ振興センターで審査し決定された給付金を予め保護者に通知の上、指定の金融機関口座へ振り込みます。申請から給付まで2～3ヶ月かかります。

*医療機関に「医療等の状況」の記入を求める際は、丁重にお願いしてください。

*災害の状況により、他の書類が必要な場合がありますが、その都度説明いたします。

*審査で対象外になることがあります。

*同一災害で継続して治療を受けた場合、医療費の給付は、初診から治癒するまでとなります。ただし、給付期間は初診から最長10年間となります。

*給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。

★センターの支給範囲は、健康保険法の範囲内で、200床以上の病院で他の医療機関の紹介状を持たずに受診された場合の各医療機関が定めた特別料金などは、給付対象外です。なお、針灸院の施術は、医師の同意書がある場合は、給付対象となります。

★生活保護を受けている方については、生活保護法による医療扶助が行われるため、日本スポーツ振興センターの医療費給付はありません。障害見舞金、死亡見舞金のみ給付されます。よって、同法適用の開始または廃止の際は速やかに学校までお知らせください。

※1 「医療費」とは、健康保険法に規定する医療保険並み診療に要した費用をいいます。

※2 公費医療助成（子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等の医療証）を使用された場合は、医療費総額の1割分と窓口負担された金額（1つの医療機関で1日500円を限度（500円未満の場合はその金額）として月2日まで負担）を日本スポーツ振興センターに請求することとなります。同医療証等を使用した場合は、必ず学校園に窓口負担額を申告してください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について（新入小学校用）

枚方市教育委員会

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、枚方市教育委員会では枚方市立小学校、中学校及び幼稚園(以下、「学校」といいます。)に在学(在園)する幼児、児童及び生徒(以下、「児童等」といいます。)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童等の名簿を提出することとなっておりますので、裏面の同意書に御記入の上、**始業式に学校へ提出してください。**

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した災害共済給付オンライン請求システムに必要な事項を入力することにより、JSC に児童等の必要な情報を提供します。個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。平成 31 年 4 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

なお、災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、枚方市教育委員会が設置する小学校に在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のも	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のも のうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円(通学(園)中の場合も同額)

学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中である場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。(障害見舞金・死亡見舞金は、給付対象となります。)

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 460円(5月1日現在において、生活保護及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します)

同意書

枚方市教育委員会 宛

■ 加入する場合

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校に在学する間、下記児童が加入することに同意する。
- ② 保護者負担の掛け金を毎年度支払う。
- ③ 児童の名簿を「災害共済給付オンライン請求システム」にて独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出することに同意する。
- ④ 災害時発生及び診療等の状況を「災害共済給付オンライン請求システム」等で提出することに同意する。

■ 加入しない場合（「■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額」を受けることができません。）

- ① 教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、枚方市教育委員会が設置する小学校に在学する間、下記児童が加入しないことに同意する。
- ② 災害共済給付制度に加入する場合は、校長に申し出ること同意する。
- ③ 年度途中には、災害共済給付制度に加入できないことに同意する。
- ④ 災害共済給付制度に加入する場合は、毎年4月に加入受付を行っている申し込み期限までに申し込むことに同意する。

災害共済給付制度に

加入する ・ 加入しない （どちらかに○をしてください。）

枚方市立 _____ 小学校

_____ 年 組 番 児童氏名

_____ 年 月 日 保護者氏名 _____ 印

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として、PTA会員の会費と市の補助金で運営している団体です。その運営には、PTA会員と学校の代表が関わっています。

枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で災害(負傷・死亡)が発生したときに災害共済給付が行われる、児童生徒及び園児のための共済制度です。

『学校園管理下』の範囲は、授業(保育)時間・休憩時間・登下校園中に加えて、部活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

また、小学校新1年生の黄色い帽子・登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものや、マスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生300円 幼稚園児140円】です。
(ただし、小中学校の要保護・準要保護家庭の児童生徒は会費を免除します)

給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください

- ※ 『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に見せるように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。
- ※ メガネが破損したときには破損状況のわかる写真を添付していただきます。写真はご家庭で撮っていただいて構いませんが、学校の先生の確認は必要です。
- ※ 学校園経由で枚方市学校園安全共済会へ請求し、審査・給付決定後、給付金を指定金融機関へ振り込みます(審査で給付対象外となることがあります)。
- ※ 給付金の『口座振替依頼書』には、必ず印鑑を押してください。
申請から給付まで1~2ヶ月かかりますので、金融機関支店名の記入漏れ等のないようにご確認ください。
- ※ すべての申請期限は、災害発生日より2年です。

災害共済給付金一覧

(領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です)

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	必要書類	
補 填 料	室料差額	実費 【一日当たり上限 5,000円×日数】	【領収証】 (室料差額と入院日数が 分かるもの・写し可) 【口座振替依頼書】	
	総医療費 5000円 未満	公費負担医療制度を利用 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用無し 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】	
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することは できません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
	メガネ・ コンタクト	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但し 書のあるもの・写し可) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 (写し可) 【口座振替依頼書】
特別初診料 (特定療養費) 等	必要に応じて給付する		【領収証】(写し可) 【口座振替依頼書】	
歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの上下12本 の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 (保険外治療の記載・ 写し可) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】	
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、 定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園の先生にお問い合わせください。				
タクシー その他の 移送料	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合に、 事故の当日、学校園長が緊急性を認めた場合のみ 事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る			
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合 等	理事会または審査委員会 の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

14. 地震等による非常災害発生時の対応について

枚方市とその周辺に大きな地震（震度5弱以上）が発生した場合、以下のように対応する。非常災害時には電話を使用できないことが予想されるので、緊急メールによる対応を基本とする。

*「震度5弱」⇒多くの人が行動に支障を感じる。電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

「震度5弱」以上の地震が発生した場合	
登校前 (在宅時)	<p>【児童】学校から連絡があるまで自宅で待機する。</p> <p>【学校】①職員は通学路を点検する。 ②授業の有無に関して保護者にメール配信をする。(配信可能な時)</p> <p>*学習に支障が無いことが確認でき、緊急メールでの連絡が可能な場合は、授業再開のメールを発信します。また、可能なら学校ホームページにも掲載します。必ず、学校からの連絡を受けてから登校させて下さい。</p>
登校中	<p>【児童】安全な場所に避難・待機する。</p> <p>【保護者】通学路を通過して学校へ向かい、待機している登校班の児童とともに学校へ避難する。</p> <p>【学校】①職員は通学路を通過して各地区へ向かい、登校班の確認を行う。 ②状況により保護者と連携し、登校班を学校に引率する。 ③学校で児童を確認後、保護者等に児童を引き渡す。(被災状況による)</p>
在校時	<p>【保護者】学校へ児童を引き取りに行く。</p> <p>【学校】①本校の防災計画に従って児童を避難させる。 ②保護者等が引き取りに来られるまで児童を学校で待機させる。 ③保護者等に児童を引き渡す。(被災状況による)</p>
下校中	<p>【児童】安全な場所に避難し、待機する。</p> <p>【保護者】子どもが帰宅していない保護者は、通学路を通過して学校へ向かい、待機した児童を引率して学校に避難する。</p> <p>【学校】①職員は通学路を通過して各地区へ向かい、待機した児童を引率して学校に避難する。 ②保護者に児童を引き渡す。(被災状況による)</p>

***保護者の皆様へ：通学路上で避難・待機できる場所の確認をお願いします。**

緊急メール配信への登録をお願いします。

15. 「暴風警報」等の発表について

令和元年 6 月 13 日改定

《保存版》

『特別警報』または『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された時の措置

特別警報	I：枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に、 <u>午前 7 時の時点</u> で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	II：登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。 (基本的には、保護者の方に迎えをお願いすることになります)			
暴風警報・暴風雪警報・洪水警報	I：①枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』が発表された場合 ②枚方市に『洪水警報』が発表された場合			
	午前 7 時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ解除になるまで自宅待機とします。	
	午前 9 時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ解除になるまで自宅待機とします。	
		解除	◇第 2 校時 (9 時 35 分) より授業を行います。 ◇9 時 30 分頃までに学校に着くように集団登校させてください。	◇給食はあります。下校は平常通りです。
	午前 10 時現在	発表中	◇臨時休校とします。	
		解除	◇第 3 校時 (10 時 40 分) より授業を行います。 ◇10 時 30 分頃までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇12 時 20 分頃より下校します。	◇給食はありませんので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。
	II：登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が、発表された場合は、地区ごとに教師引率のもと、直ちに集団下校させます。(学校待機の児童は、迎えをお願いします。)			
III：留守家庭児童会は、午前 11 時の段階で休室の判断になります。午前 11 時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後 1 時 15 分より (※午前 9 時から午前 10 時の間に解除されたときは午後 0 時 15 分から) 開室します。 (詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)				
【留意事項】・教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。				

16.メール配信システムについて

平成 26 年度よりメール配信システムを導入しています。
必ず、ご登録をお願いいたします。
登録手順は、4 月にご案内いたします。

枚方市立学校園情報メール配信システムについて

枚方市立学校園では、平成 26 年度より緊急連絡メール配信機能を持つシステム「ミルメール」を導入し、保護者のみなさまに以下のような情報の発信および児童の安全対策を図っていきたいと考えております。

つきましては、登録手順に従いご登録くださいますようお願いいたします。

記

- 学校行事などの天候による「中止」や「決行」などの情報。
 - 児童（生徒）の風邪などによる「学級閉鎖」や「臨時休校」などの情報。
 - P T A、郊外・地域委員会の校区みまわりが、急に「中止」になった場合などの連絡。
 - 不審者情報。
- ① 学校が受信者に対して情報を発信するものであり、返信することはできません。
 - ② 受信・アクセスにかかる通信料は受信者の負担となります。受信料に関するご質問はご利用の携帯会社へご相談ください。
 - ③ 全保護者への連絡につきましては、従来通りプリントでお知らせします。あくまでも速報的な補完手段であることをご理解ください。
 - ④ 登録アドレスは学校からの配信のためだけに使用されます。
 - ⑤ 登録はお子さまの人数分のご登録をお願いいたします。お子さまが複数人同学年に在籍している場合、性質上、同アドレスを複数登録できませんので、1 件のご登録で大丈夫です。違うアドレスを複数、同じ学年にご登録することは可能です。
 - ⑥ 登録メールアドレスは、**毎年度末に一斉削除いたします。**
 - ⑦ 新年度、新規ご登録のご案内をいたしますので、その際は、新規ご登録をお願いいたします。

以上

「ミルメール」メールアドレス登録ガイド

1. メールアドレス登録前に、受信設定の確認

「ミルメール」に登録する前に、下記アドレスから受信できるよう携帯電話の設定をしてください。
迷惑メール防止機能をお使いの方は、メールアドレスが登録・受信できない場合があります。

指定受信するアドレス **noreply@sv1.mirumail.mobi**

★注意事項★

- ◆セキュリティの関係上、wi-fiはお切りください。
- ◆空メールが返ってこない、または登録完了メールが届かない場合は携帯電話の受信設定が必要です。裏面の「キャリア別指定受信設定」を参考に、設定を完了してください。

枚方市立蹠跽小学校

2. メールアドレスを登録

- ① QRコードを読み取り、登録画面にアクセスしてください。QRコードが読み取れない場合は、下記のURLに直接アクセスしてください。また、こちらのページをブックマークすると便利です。

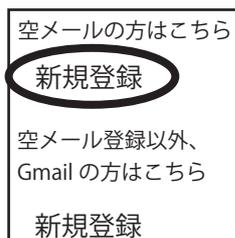


<http://175031.mirumail.mobi/>

- ② 「メール登録」を選択します。

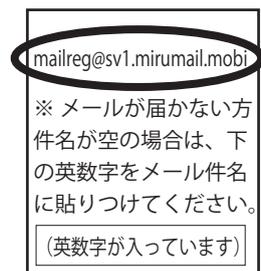


- ③ 「新規登録」を選択し、登録したいグループを選択します。



★注意★
Gmail や iCloud
など海外サーバを
経由するものはこ
ちらから

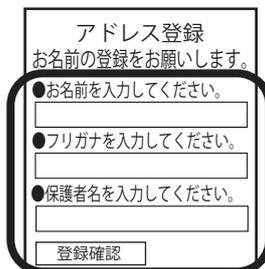
- ④ アドレスを選択して、空メールを送信します。



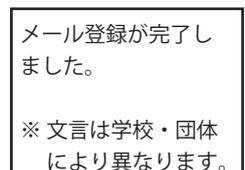
- ⑤ URL 付きメールが届きます。



- ⑥ お子様のお名前（フルネーム）、フリガナ、保護者名を入力し、登録確認ボタンを選択します。



- ⑦ 登録完了メールが届いたら、ご登録は終了です。



キャリア別指定受信設定： noreply@sv1.mirumail.mobi

docomo

iPhone・スマートフォン

- ① dメニュー → My docomo (お客様サポート) → ②へ

フィーチャーフォン (ガラパゴスケータイ)

- ① ブラウザボタン → dメニュー → My docomo (お客様サポート) → ②へ

- ② 「サービス・メールなどの設定」 → 「メール設定」
→ SPモードパスワード入力
→ 「指定受信 / 拒否設定」 → 「設定を利用する」 にチェック → 「次へ」
→ 「個別にメールアドレスやドメインを入力して、受信するメールを登録します。」 の 「受信するメールの設定」
→ さらに追加する
→ 上記アドレスを入力 → 「確認」 → 「設定を確定する」

au

iPhone

- ① Safari → 本体「ブックマーク」をタップ
→ au お客さまサポート → iPhone (iOS●) 設定ガイド
→ 「迷惑メールフィルタを設定する」 → 「迷惑メール対策」
→ 迷惑メールフィルタ設定画面に進む
→ auID / PW 入力しログイン → 同意する → ②へ

スマートフォン

- ① 「Eメールアプリ」をタップ → 本体メニューボタン
→ 「その他」 → Eメール設定 → アドレス変更・その他の設定
→ 接続する → 迷惑メールフィルタの設定 / 確認へ
→ 暗証番号を入力し「送信」 → ②へ

フィーチャーフォン (ガラパゴスケータイ)

トップメニュー・検索 → au お客さまサポート → ケータイに、あんしんを。 → 迷惑メールでお困りの方はこちら
→ 迷惑メールフィルタ設定・確認へ → 暗証番号を入力し、送信
→ 迷惑メールフィルタ トップより下記 (1)(2) 設定を行ってください

- (1) 「受信リストに登録する」 → 「全て有効」を選択し、「次へ」
→ リストに上記アドレスを入力、「完全」にチェックを入れる
→ 「登録」 → ★設定確認★ 「受信リスト」…「全て有効」にチェックを入れる → 「登録」
- (2) 詳細設定 「個別設定をする」 → 「HTMLメール規制」及び「URLリンク規制」 → 規制しない → 変更確認 → 登録

- ② 迷惑メールフィルタ トップ 「個別設定」より下記 (1)(2) 設定を行ってください。
(1) 「受信リストに登録 / アドレス帳受信設定をする」 (iPhoneは「受信リスト・アドレス帳受信登録へ」)
→ キーワードに上記アドレスを入力 → 「ドメイン完全一致」 → 左のチェックボックスにチェックを入れる
→ 「受信リストの有効・無効設定」…「有効」 → 「変更する」
→ 「受信リスト設定 変更確認」…「OK」
- (2) 「その他の詳細設定をする」
→ なりすまし規制 → 受信リストへ → 入力した受信リストの確認
→ 迷惑メールフィルタ トップに戻り、「上記以外の個別設定へ」
→ 「HTMLメール規制」及び「URLリンク規制」…「規制しない」 → 「変更する」 → 「OK」

SoftBank

iPhone

- ① MySoftBank → ②へ

スマートフォン

- ① ブラウザ → MySoftBank → ②へ

フィーチャーフォン (ガラパゴスケータイ)

携帯電話「Y!」ボタン → 「設定・申込」

- 「メール設定」 → 「メール設定 (アドレス・迷惑メール等)」 → 「迷惑メールブロック設定」 → 「個別設定」にチェック → 「次へ」
→ 「受信許可・拒否設定」 → 「受信許可リスト設定」の「設定する」にチェックを入れ、上記アドレスを入力、「完」を選択する
→ 「設定する」

- ② ログイン
→ 「メール設定」 → 「メール設定 (SMS / MMS)」の「設定する」
→ 「迷惑メールブロックの設定」の「変更する」 → 「個別設定はこちら」
→ 「受信許可リスト設定」 → 「利用設定」の「選択する」
→ 「受信許可リスト」に上記アドレスを入力 → 「設定する」

※ 機種によっては、上記の操作と異なる場合があります。ご不明な点は、取扱い説明書をご覧ください。各携帯電話のショップへご相談ください。

mirumail

「ミルメール」は株式会社サテライトの運営システムです。

17年間行事計画

令和2年度

月	儀式的行事	文化的行事	遠足的行事	参観・懇談等	体育的行事	勤労生産的行事	保健的行事	児童会活動行事	安全の行事
4月	入学式4/6 始業式4/8			参観・懇談 4/17 家庭訪問 4/27～5/1		入学式準備	二測定・視力・聴力 内科・眼科・歯科検診 検尿 心臓検診 耳鼻科検診 久席調査(年間) 健康相談 (キヤンプ・プール前) 頭髮検査 全国歯みがき大会 学校保健委員会6/18	児童会活動行事 対面式 委員会・クラブ(前期) 児童朝会(月2回) 交流学級	安全の行事 安全点検(毎月1日) 春の交通安全運動 通学路点検・集団下校 地区児童会4/9 下校時の見守り
5月		観劇会 5/17	校外学習 社会見学	土曜参観(5・6年音楽会) 6/20	体力測定5年				風水害避難訓練 5/13 火災避難訓練 5/27
6月			5年キャンブ 6/25・26		プール開き6/15	プール清掃			大災害時引き渡し訓練 6/20(土)
7月	終業式7/20			個人懇談 7/9・10・13・14	水泳集中指導 水泳教室 プール終了 7/29			地区児童会・集団下校 7/15	
8月	始業式8/26	夏休み作品展				草抜き 石拾い			
9月					運動会9/26(土) 運動会予備日9/27 (日)		二測定 保健指導(熱中症対策)	運動会 (同会・児童会種目)	秋の交通安全運動 地震避難訓練9/4
10月			校外学習 社会見学 6年修学旅行 広島・山口 (10/28・29)		枚方市小学生陸上競技大 会10/18(日)		視力検査 保健指導(目の健康)	児童会後期役員選挙 委員会・クラブ(後期)	
11月		4年生音楽会 11/17			枚方市小学生駅伝競 走大会11/21(土)	溝掃除	ブラッシング指導(1・3年) 保健指導(姿勢) 就学前健康診断	児童会祭り 11/27	11/11(20分休み) 非行防止教室6年 11/11 非行防止教室5年
12月	終業式12/24			個人懇談 12/10・11・14・15					地区児童会・集団下校 12/16
1月	始業式1/7			マラソン大会 1/26	マラソン週間 (1/13～26 月・水・金)		二測定 保健指導(風邪の予防)		
2月			卒業遠足	参観・懇談 2/18 1・2・4年 2/19 3・5・6年			保健指導 (手洗い・うがい) 薬物乱用防止教室(6年)	児童会前期役員選挙 交流学級 クラブ見学(3年) 児童会主催行事	
3月	卒業証書授与式3/17 修了式3/24					卒業式準備	保健指導 (耳と鼻の健康)	6年生とのお別れ会	地区児童会・集団下校 班長交代3/10